

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

4上伊地環第36-2号

4上伊地環第50-2号

令和4年(2022年)12月26日

木下建設株式会社
代表取締役 木下 勝貴 様

長野県上伊那地域振興局長

令和4年11月7日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(産業廃棄物処分業の変更許可並びに産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	木下建設株式会社 代表取締役 木下 勝貴 長野県飯田市松尾町一丁目22番地	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の変更許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平1901番地2、1901番地3、1901番地5	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破砕)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	(破砕する廃棄物) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 一次破砕 がれき類 1200 t/日(150t/h: 8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 425.6 t/日(53.2 t/h: 8時間稼働) 二次破砕 がれき類 258.4 t/日(32.3 t/h: 8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 174.4 t/日(21.8 t/h: 8時間稼働)	
(6) 変更の概要	新	旧
	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物 <u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u> 、がれき類	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物 がれき類
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の変更許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平1901番地2、1901番地3、1901番地5	

(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 がれき類 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 1200 t/日(150t/h：8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 425.6 t/日(53.2 t/h：8時間稼働)	
(6) 変更の概要	新	旧
	設置位置 飯田市下久堅知久平 1901 番地 2 他	設置位置 飯田市下久堅 1844 番地
申請の区分 (Ⅲ)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市下久堅知久平1901番地2、1901番地3	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 がれき類 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 258.4 t/日(32.3 t/h：8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 174.4 t/日(21.8 t/h：8時間稼働)	
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 飯田市 主膳 飯田市 三石 飯田市 中組 飯田市 南の組 1, 2, 3, 4組 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 飯田市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和5年1月18日(水) 午後7時から (場所) 下虎岩コミュニティ消防センター 飯田市下久堅下虎岩2450番地3	
	(日時) 令和5年1月20日(金) 午後7時から (場所) 南組集会所 飯田市下久堅下虎岩3013番地3	
	(日時) 令和5年1月21日(土) 午後7時から (場所) 南組集会所 飯田市下久堅下虎岩3013番地3	
	(日時) 令和5年1月26日(木) 午後7時30分から (場所) 主膳平集会所 飯田市下久堅知久平632番地1	
	(日時) 令和5年1月27日(金) 午後7時30分から (場所) 三石平生活センター 飯田市下久堅知久平688番地3	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。